

## 第2章 施策及び環境の状況

### 第1節 健康で安全な環境の中で生活できる都市の実現

#### 1 将来像の実現に向けた2030年の姿と管理指標

##### 【2030年の姿】

積雪寒冷地である札幌の自然条件下で、大気、水、土壌その他の環境が安全であると市民が感じ、安心して暮らせる都市を目指します。具体的には、市民の健康が保護されるよう、大気・水・土壌その他の環境について、環境基準を超過しない良好な生活環境が確保されるとともに、市民や事業者等が円滑な情報共有のもと、一人ひとりが環境保全を意識しながら行動する姿を目指します。

また、将来の気候変動の影響にも対応した暮らしの実現を目指します。

##### 【管理指標】

- 大気環境、騒音、河川等公共用水域における環境基準を100%達成

〈本節に関するSDGs〉



#### 2 2030年の姿に対する現状と課題

大気環境、騒音、河川等公共用水域における環境基準の達成度は、95.8% (2019年度) となり、概ね良好な生活環境を確保しています。また、気候変動に伴う極端な気象現象へ対応するために、ハード、ソフト両面から取組を行っておりますが、今後、気候変動の影響によるリスクはさらに高まることから、継続した取組が必要となっています。

管理指標の達成に向けては、引き続き定期的なモニタリングや環境汚染を引き起こす要因への対応など、良好な大気・水・土壌その他の環境確保に向けた取組を行っていく必要があります。

各分野の環境基準の達成状況は「3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向」で示します。

#### 3 施策の実施状況・課題と評価・今後の方向

##### (1) 良好な大気、水、土壌その他の環境の確保

###### ア 大気汚染、騒音等のモニタリングと情報提供

###### 実績

環境基本法<sup>1</sup>では、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染等に係る環境基準<sup>2</sup>を定めています。

札幌市では、環境基準の達成状況等を把握するため、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) や微小粒子状物質 (PM2.5)<sup>3</sup>等をはじめとする大気汚染物質、騒音等について様々な方法でモニタリングを実施しています (表2-1-1)。

また、環境中へ排出されている特定化学物質についても、排出量や移動量を把握し公表しています。

なお、各項目におけるモニタリング調査の結果については、札幌市ホームページへの掲載等により市民に情報提供を行っています。

表2-1-1 モニタリング対象としている主な大気汚染物質

物質名等	主な発生源	環境基準	
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	工場	○	
一酸化炭素 (CO)	自動車	○	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	自動車、工場	○	
浮遊粒子状物質 (SPM)	自動車、工場、土壌	○	
微小粒子状物質 (PM2.5)	自動車、工場、土壌	○	
光化学オキシダント	自動車、工場	○	
有害大気汚染物質	ジクロロメタン	工場	○
	テトラクロロエチレン	工場	○
	トリクロロエチレン	工場	○
	ベンゼン	工場	○
アスベスト	建築物の解体工事	—	
酸性雨	自動車、工場	—	

(注)○:環境基準が定められている物質

1) 環境保全の基本理念として、環境の恵沢の享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進の3つの理念と定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割や基本的な施策等について定められています。  
2) 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。各基準値については、巻末の参考資料を参照ください。  
3) 概ね粒径2.5μm以下の小さな粒子の総称で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。